

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会  
指定通所介護事業  
「西海市社協えのしまデイサービスセンター」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が開設する指定通所介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員(以下「通所介護従業者」という。)が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感解消及び心身機能維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西海市社協えのしまデイサービスセンター
- (2) 所在地 長崎県西海市崎戸町江島 2283 番地 3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者管理及び業務管理を行う。

(2) 通所介護従業者

介護職員 常勤2名、非常勤4名

通所介護従業者は、指定通所介護の業務にあたる。また、事業所に対する指定通所介護の利用の申込みに係る調整と通所介護計画の作成等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 平日の月曜から金曜までとする(祝日含む)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、このほかの需要がある場合は、この限りではない。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日8人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本会と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア．排泄の介助
- イ．移動、移乗の介助
- ウ．通院等の介助その他必要な身体介護

入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ア．衣類着脱の介助
- イ．身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ．その他必要な入浴の介助

食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ア．準備、後始末の介助
- イ．食事摂取の介助
- ウ．その他必要な食事の介助

機能訓練に関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。

また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換を図れるよう各種サービスを提供する。

- ア．レクリエーション

- イ．グループワーク
- ウ．行事的活動
- エ．体操
- オ．機能訓練
- カ．休養（養護）

送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

- ア．移動、移乗動作の介助
- イ．送迎

栄養に関すること

- 口腔機能向上に関すること
- 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア．日常生活動作訓練の相談、助言
- イ．日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ．住宅改良に関する相談、助言
- エ．その他必要な相談、助言

（指定通所介護の利用契約）

第8条 本会は、指定通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

（指定通所介護の利用料等及び支払いの方法）

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による「介護報酬の告示上の額」とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 前項のほか、次に掲げる料金の支払を受ける。

- (1) 食費 350 円
- (2) 前項に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となる費用で、利用者負担が適当と認められる経費については、その実費を別途徴収することができる。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家

族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

4 指定通所介護の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を金融機関口座振替または現金等により納付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、西海市並びに西海市に隣接する区域で、事業所の所在地から概ね半径15kmの区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

入浴サービス...かかりつけ医の注意事項。費用徴収の同意書。当日の体調による可否。

食事サービス...かかりつけ医の注意事項。費用徴収の同意書。調理・摂取介助の有無。

機能訓練...かかりつけ医の注意事項。費用徴収の同意書。当日の体調による可否。

送迎サービス...かかりつけ医の注意事項。費用徴収の同意書。当日の体調による可否。

その他...利用者間の融和の遵守。プライバシーの尊重。

（緊急時等の対応）

第12条 通所介護従業者等は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第13条 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第14条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年

間を通じて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第 15 条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を若干名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、通所介護従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 年 1 回以上の継続研修

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守らなければならない。

3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守るため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 17 年 12 月 5 日に改正し、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 18 年 1 月 16 日に改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 18 年 3 月 30 日に改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 19 年 3 月 28 日に改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 20 年 3 月 27 日に改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。